

平成27年度実施施策に係る政策評価書

(農林水産省27-③)

政策分野名 【施策名】	生産・加工・流通過程を通じた新たな価値の創出による需要の開拓					
政策の概要 【施策の概要】	食料の安定供給という重要な役割を担っている農業や食品産業 ^(注1) が持続的な発展をするためには、消費者の多様なニーズに的確に対応するとともに、国内外の新たな需要の取り込みを図っていくことが重要である。 このため、農業者が明確な事業戦略の下で、食品産業事業者や他の農業者等とも緊密なコミュニケーションを図るなど積極的に連携しつつ、主体的に取り組む6次産業化や農商工連携を促進する。また、食品産業が消費者ニーズに対応した食品を安定的に供給し、国内農業とも深く結び付いた地域の主要産業としての役割を十分に発揮していくことができるよう、中小規模の事業者も含めた食品産業全体の競争力の強化に向けた取組を促進する。					
政策の予算額・執行額等 【施策の予算額・執行額等】 (※)	区分		26年度	27年度	28年度	29年度 要求額
	予算の 状況 (百万 円)	当初予算(a)		0 <28,101> の内数	0 <24,969> の内数	0 <53,307> の内数
		補正予算(b)		0 <4,300> の内数		
		繰越し等(c)		0 <27,626> の内数		
		合計(a+b+c)		0 <60,026> の内数		
	執行額(百万円)			0 <55,543> の内数		
政策に関する内閣の 重要政策 【施策に関する内閣の 重要政策】 (施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日	関係部分(抜粋)		
	食料・農業・農村基本計画		平成27年3月31日 閣議決定	第3 1(3)生産・加工・流通過程を通じた新たな価値の創出による需要の開拓		
	日本再興戦略		平成25年6月14日 閣議決定、 平成27年6月30日 改訂	第Ⅱ 二. テーマ4(2)①Ⅱ)		
	農林水産業・地域の活力創造プラン		平成25年12月10日 農林水産業・地域の 活力創造本部決定、 平成26年6月24日 改訂	Ⅲ 施策の展開方向 1. 国内外の需要を取り込むための輸出促進、地産地消、食育等の推進 2. 6次産業化等の推進		

※1 一般会計、特別会計を問わず政策ごとの予算等の合計額を記載している。

※2 複数政策に関連する予算については、<>外書きについて記載している。

※3 執行額については、政策評価の対象とはしていないが特定の政策に位置付けられるものについても計上している。

施策(1)	6次産業化等の取組の質の向上と拡大に向けた戦略的推進								
目標①【達成すべき目標】	6次産業化等の取組の質の向上と拡大								
測定指標	(ア) 6次産業化の市場規模 (達成度合)	基準値	実績値(※)					目標値	達成
		22年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	A
		1兆円	5.1兆円 A(おおむね有効)					10兆円	
		年度ごとの目標値		—	—	—	—	—	
	※ 27年度の実績値は、28年7月に把握が困難なことから、26年度実績値を用いて評価を行う。								
	(イ) 6次産業化の市場規模のうち、加工・直売分野における市場規模 (達成度合)	基準値	実績値(※)					目標値	達成
22年度		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	A	
1.2兆円		2.0兆円 A(おおむね有効)				—	3.2兆円		
年度ごとの目標値			—	—	—	—	—		
※ 27年度の実績値は、28年7月に把握が困難なことから、26年度実績値を用いて評価を行う。									

			(ウ) 年間販売額1億円以上の通年営業 の直売所の割合 (達成度合)	基準値	実績値(※)						目標値	達成		
				18年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	A			
				16%	20.3% A(おお むね有 効)				—	50%				
			年度ごとの目標値					—	—	—	—	—		
			※ 27年度の実績値は、28年7月に把握が困難なことから、26年度実績値を用いて評価を行う。											
			(エ) バイオマス産業都市の構築 (達成度合)		実績値						目標値	達成		
				—	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	30年度	B			
				—	34地区 (B:67%)				—	100地区				
			年度ごとの目標値					51地区	68地区	85地区	100地区	—		
			(オ) 再生可能エネルギーを活用して地 域の農林漁業の発展を図る取組を 行う地区数 (達成度合)	基準値	実績値						目標値	達成		
				—	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	30年度	A			
				—	32地区 A(おお むね有 効)				—	100地区				
			年度ごとの目標値					—	—	—	100地区	—		
			(カ) 地理的表示が登録されている都道 府県の数 (達成度合)	基準値	実績値						目標値	達成		
				26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	31年度	A			
				0都道府 県	10都道府 県 (A:100%)					47都道府 県				
			年度ごとの目標値					10都道府 県	20都道府 県	29都道府 県	38都道府 県	47都道府 県		
施策(2)			食品産業の競争力の強化											
目標①【達成すべき目標】			新たな市場を創出するための環境づくりの推進											
測定指標			(ア) 食品関連事業者 ^(注2) と農業者の連 携に向けての商談件数 (達成度合)	基準値	実績値						目標値	達成		
				21年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	各年度	A'			
				6件	166件 (A':237%)					70件				
			年度ごとの目標値					70件	70件	70件	70件	70件		
			(イ) 食料の入手が困難となっている消 費者への対策を必要としている市町 村のうち、市町村又は民間事業者が 対策を実施している市町村数の割合 (達成度合)	基準値	実績値						目標値	達成		
26年度	27年度	28年度		29年度	30年度	31年度	各年度	A						
83.6%	85.5% (A:101%)						85.0%							
年度ごとの目標値					85.0%	85.0%	85.0%	85.0%	85.0%					
目標②【達成すべき目標】			食品流通の効率化及び高度化											
測定指標			(ア) 1中央卸売市場当たりの取扱金額 (達成度合)	基準値	実績値						目標値	達成		
				25年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	A			
				585億円	660億円 (A:109%)					632億円				
			年度ごとの目標値					607億円	609億円	623億円	626億円	629億円		

目標③【達成すべき目標】		食品産業における生産性向上及び環境問題等の社会的な課題への取組の推進								
測定指標	(ア) 食品循環資源の再生利用等実施率 (達成度合)	基準値	実績値(※)					目標値	達成	
		22年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	31年度	食品製造業:A 食品卸売業:A 食品小売業:A 外食産業:B	
		食品製造業 94%	食品製造業 95%(A:100%)					食品製造業 95%		
		食品卸売業 53%	食品卸売業 57%(A:95%)					食品卸売業 70%		
		食品小売業 37%	食品小売業 46%(A:98%)					食品小売業 55%		
		外食産業 17%	外食産業 24%(B:83%)					外食産業 50%		
	年度ごとの目標値		食品製造業 95%	食品製造業 95%	食品製造業 95%	食品製造業 95%	食品製造業 95%			
			食品卸売業 60%	食品卸売業 62%	食品卸売業 64%	食品卸売業 66%	食品卸売業 68%			
			食品小売業 47%	食品小売業 48%	食品小売業 50%	食品小売業 52%	食品小売業 53%			
			外食産業 29%	外食産業 33%	外食産業 38%	外食産業 42%	外食産業 46%			
※ 27年度の実績値は、28年7月に把握が困難なことから、26年度実績値を用いて評価を行う。 このため、年度ごとの目標値は、前年度の値を記入している。										

		(各行政機関共通区分)	③相当程度進展あり
評価結果	目標達成度合いの 測定結果	(判断根拠) 生産・加工・流通過程を通じた新たな価値の創出による需要の開拓については、各測定指標の達成状況を踏まえ、「農林水産省政策評価基本計画」第5の1の(3)のキの規定に基づき定めた「新たなガイドラインに基づく5段階区分による政策分野(評価書)単位での判定について」に基づき、「③相当程度進展あり」と判定した。詳細な各測定指標の達成状況は以下のとおり。	
		施策(1)の①(ア)6次産業化の市場規模については、7分野^(注4)のうち特に加工・直売、輸出、都市と農山漁村の交流の市場規模が拡大したことにより平成26年度実績値は、5.1兆円となり、平成25年度実績値4.7兆円から0.4兆円の伸びとなった。これにより判定結果は、「A(おおむね有効)」となった。 その要因としては、加工・直売については、推進のための施策として、6次産業化に取り組む農林漁業者等へのサポート体制を構築しつつ、それぞれの経営の発展段階に応じ、新商品開発・販売開拓等への支援を総合的に実施しており、その効果として、農産物の加工をはじめとして売上が増加したものと考ええる。また、輸出については、日本食レストランの広がりやオールジャパンでのプロモーション等により日本の農林水産物・食品の海外での需要が高まったものと考えられる。	
		施策(1)の①(イ)6次産業化の市場規模のうち、加工・直売分野における市場規模については、平成26年度実績値は、2.0兆円となり、平成25年度実績値1.9兆円から0.1兆円の伸びとなった。これにより判定結果は、「A(おおむね有効)」となった。 その要因としては、加工・直売については、推進のための施策として、6次産業化に取り組む農林漁業者等へのサポート体制を構築しつつ、それぞれの経営の発展段階に応じ、新商品開発・販売開拓等への支援を総合的に実施しており、その効果として、農産物の加工をはじめとして売上が増加したものと考ええる。 施策(1)の①(ウ)年間販売額1億円以上の通年営業の直売所の割合については、平成26年度実績値は、20.3%となり、平成25年度実績値18.6%から1.7%の伸びとなった。これにより判定結果は、「A(おおむね有効)」となった。 その要因としては、直売所については、推進のための施策として、6次産業化に取り組む農業者等へのサポート体制の構築等への支援を総合的に実施しており、その効果として、販売金額が増加したものと考ええる。 施策(1)の①(エ)バイオマス産業都市の構築については、新たに12地域が選定され、計34地域(52市町村)となった。これにより、判定結果は、「B(67%)」となった。 その要因としては、バイオマス産業都市選定委員会による各構想の審査において、構想の具体性に対する指摘等により選定に至らなかった地域があったことが考えられる。なお、19市町村の共同体でバイオマス産業都市に選定されている地域(十勝地域)があり、目標値の51地区に対して52市町村の取組であることから本取組の量的な広がりについては確保されていると考える。 施策(1)の①(オ)再生可能エネルギーを活用して地域の農林漁業の発展を図る取組を行う地区数については、32地区となった。また、その取組の検討に着手している地区が「132地区」となった。再生可能エネルギー発電においては、事業構想から設備整備を行い、運転を始められるまで1年から数年間要することを踏まえ、判定結果は、「A(おおむね有効)」となった。 その要因としては、27年度においては、固定価格買取制度における太陽光発電の調達価格が毎年引き下げられていることなど、再生可能エネルギーを取り巻く環境面の制約の影響もある中ではあったが、地域のニーズを捉え、農山漁村再生可能エネルギー法の活用促進や予算事業による各種サポートを実施した結果、新たに17地区が取組を実施したと考えられる。 施策(1)の①(カ)地理的表示が登録されている都道府県の数については、平成27年度目標値10に対して、実績値10となった。これにより判定結果は、「A(100%)」となった。 その要因としては、地理的表示法の施行前に運用の細則を定める施行令、施行規則等を定めたこと、平成26年6月に法律が公布されてから施行までの間に、各ブロック毎の説明会を行うなど、制度の周知を行ったことにより、平成27年6月1日の制度施行直後から登録申請がなされ、順に審査を行った結果、10都道府県12産品の登録に至ったものと考えられる。	

		施策(2)の①(ア)食品関連事業者と農業者の連携に向けての商談件数については、平成27年度目標値70件に対して、実績値166件となった。これにより判定結果は、「A'(237%)」となった。 施策(2)の①(イ)食料の入手が困難となっている消費者への対策を必要としている市町村のうち、市町村又は民間事業者が対策を実施している市町村数の割合については、平成27年度目標値85.0%に対して、実績値85.5%となった。これにより判定結果は、「A(101%)」となった。 その要因としては、農林水産省ホームページ(食料品アクセス問題ポータルサイト)による情報発信、全国自治体等への買い物困難対策情報メールの配信、市町村に対するアンケート調査、補助事業の実施等により、その必要性の認識が高まり、対策がとられたものと考えられる。 施策(2)の②(ア)1中央卸売市場当たりの取扱金額については、平成27年度目標値607億円に対して、実績値660億円となった。これにより判定結果は、「A(109%)」となった。 その要因としては、強い農業づくり交付金等により卸売市場における品質管理の高度化等に対する支援を行ったことにより、市場機能の強化や取扱物品の付加価値向上が図られ取扱金額が上昇したものと考えられる。 施策(2)の③(ア)食品循環資源の再生利用等実施率については、食品製造業が「95%(A:100%)」、食品卸売業が「57%(A:95%)」、食品小売業が「46%(A:98%)」、外食産業が「24%(B:83%)」となった。 その要因としては、食品リサイクル制度の理解の進展とともに、再生利用等実施率はここ数年着実に向上しているものの、食品流通の川下においては、食品廃棄物等の分別にコストがかかること、食品廃棄物等の性状や量が不均一のため飼料化・肥料化が難しいこと等により、再生利用等実施率の水準は低い状況にあるものと考えられる。
測定指標についての 要因分析 (達成度合いが悪い場合等) 【施策の分析】		【施策(2)の①(ア)】食品関連事業者と農業者の連携に向けての商談件数 食品関連事業者と農業者の連携に向けての商談件数については、実績値が「166件」で達成度合は「A'(237%)」となった。その要因としては以下のことが考えられる。 1)外部要因 こだわりの食材や知名度が低い食材などを積極的に需要者へ売り込みたいという生産者等や地域食材を活用し商品の差別化等を検討している需要者がいることが、内容の濃い商談の要因となったものと考えられる。 2)内部要因 産地懇談会やフェアの参加者を集めるに際し、懇談会開催地や、フェアに出展する生産物の産地の情報を提供したことが要因の一つ。当該産地の食材の取扱を検討している来場者もあり、商談が進んだものと考えられる。 また、産地懇談会やフェアにおいて、出展者が全ての来場者と一度は面談できるよう進捗を配慮。その結果、1,166件(産地懇談会273件、フェア893件)の面談を実施し、うち166件(14%)が今後の取引に繋がる可能性を持つ商談となったものと考えられる。 3)総合的な要因 需要者への売り込み意向は強いが、商談機会をなかなか持つことが出来ない生産者等と、地域食材の活用を積極的に検討している需要者とを引き合わせる事ができたこと、さらに、来場者を全ての出展者と面談させることができたことが達成状況を上げた要因となったものと考えられる。
次期目標等への 反映の方向性		【施策(2)の①(ア)】食品関連事業者と農業者の連携に向けての商談件数 産地懇談会やフェアを通じた食品関連事業者と農業者とのマッチングの場の提供は重要であり、引き続き支援を行う必要がある。 近年、産地懇談会等の参加者には、地域食材の活用に意欲的な外食事業者も増えていること及び2年連続で目標値を達成していることから、目標値の設定方法を見直し、直近2カ年度における実績値の平均である155件を28年度以降の目標値として設定することとした。
学識経験を有する者の 知見の活用		<6次産業化に係る指標全体について> ・6次産業化の達成度合いについてA'やC判定はないが、農水省の政策の中で注目をされた部分であり、様々なことに取り組む農家が非常に増えたと考えている。きっちりサポートや検証をしていく必要があり、最終的にどうなったのか国民にわかりやすく説明する必要がある。数値的には増加傾向ではあるものの爆発的に増えるものではなく、1つのものを商品として世に送り出すためには、専門的知識が必要であり、労働力や経営力、複雑な要素が相まって成り立つものであるが、実際は農業をやっている6次産業化に取り組むのは非常に難しい。補助金を出しているが成果が上がっているのか、国民に触れる形できっちりと検証していただきたい。(婦木委員) ※平成28年農林水産省政策評価第三者委員会(平成28年7月27日開催)における委員の御意見を掲載しており、それに対する回答及び今後の対応等については、「農林水産省政策評価第三者委員会委員による意見の概要と対応・対応方向」にとりまとめ、評価書と同じホームページ上に掲載しています。御参照ください。 (http://www.maff.go.jp/j/assess/hanei/zisseki/pdf/iken27.pdf)
政策評価を行う過程において 使用した資料その他の情報	(別紙参照)	

評価結果の政策への 反映状況 (主なもの)	予算	・6次産業化の市場規模が拡大した結果を踏まえ、これを更に促進するため、引き続き農林漁業者等と多様な事業者がネットワークを構築して取り組む新商品開発や販路開拓、加工・販売施設等の整備等を支援する「6次産業化ネットワーク推進対策事業(継続)(0016)」を要求する。 ・食品関連事業者と農業者の連携に向けての商談件数が増加した結果を踏まえ、これを更に促進するため、目標値の設定方法を見直すとともに、引き続き6次産業化に取り組む農林漁業者等の支援体制の整備、6次産業化ネットワーク活動の全国的な推進に向けた優良事例の収集・提供及び啓発セミナーの開催等を支援する「6次産業化サポート事業(継続)(0018)」を要求する。
	税制	—
	その他 (法令、組織、定員等)	—

担当部局名	食料産業局 【食料産業局企画課／食文化・市場開拓課／輸出促進課／産業連携課／知的財産課／バイオマス循環資源課／再生可能エネルギーグループ／食品流通課／食品製造課、農村振興局整備部地域整備課】	政策評価実施時期	平成28年7月
-------	--	----------	---------